

付 議 第 4 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部 を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求める。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の目的

平成 22 年度に高知県において開催予定の全国生涯学習フォーラムの準備を進めるため、生涯学習課に内部組織として全国生涯学習フォーラム推進室を置くことに関する改正を行う。

2 改正の主な内容

- (1) 生涯学習課に、内部組織として全国生涯学習フォーラム推進室を置くことを規定する。(第 6 条第 2 項)
- (2) 今回の改正を機に、生涯学習課の分掌事務に全国生涯学習フォーラムに関することを規定する。(第 15 条)
- (3) 全国生涯学習フォーラム推進室に、室長及びチーフを置くことを規定する。(第 38 条第 1 項)

3 施行期日

平成 21 年 10 月 1 日

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（課及びその内部組織）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生涯学習課の内部組織として、全国生涯学習フォーラム推進室を置く。

第15条中第20号を第21号とし、第4号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 全国生涯学習フォーラムに関すること。

第37条の表中

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
------	-------------------------------------

を

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

第38条第1項の表中

高等学校課	企画監
-------	-----

を

高等学校課	企画監
生涯学習課 全国生涯学 習フォーラ ム推進室	室長 チーフ

に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

新	旧	対 照 表	旧
新 高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)			高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)
第2章 事務局		第2章 事務局	
第1節 課及び事務所の設置並びに名称等		第1節 課及び事務所の設置並びに名称等	
<u>(課及びその内部組織)</u>		<u>(課)</u>	
第6条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。		第6条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。	
<u>2 生涯学習課の内部組織として、全国生涯学習フォーラム推進室を置く。</u>			
第2節 分掌事務		第2節 分掌事務	
第1款 課の分掌事務		第1款 課の分掌事務	
<u>(生涯学習課)</u>		<u>(生涯学習課)</u>	
第15条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。		第15条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。	
(1)～(2) 略		(1)～(2) 略	
(3) 生涯学習の振興に関すること(他の課の所管に属することを除く。)		(3) 生涯学習の振興に関すること(他の課の所管に属することを除く。)	
<u>(4) 全国生涯学習フォーラムに関すること。</u>		<u>(4) 略～(20) 略</u>	
<u>(5) 略～(21) 略</u>			

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
略	略

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
略	略
高等学校課	企画監
生涯学習課 全国生涯学習フォーラム推進室	室長 チーフ
略	略

2 略

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
略	略

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
略	略
高等学校課	企画監
略	略

2 略